

高岡地区広域圏事務組合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成5年3月29日条例第10号

改正 平成17年11月1日条例第2号

改正 平成19年3月29日条例第5号

改正 平成20年12月22日条例第1号

改正 令和4年2月28日条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、高岡地区広域圏事務組合の特別職の職員の報酬（議員にあっては議員報酬。以下同じ。）の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 特別職の職員の報酬の額は、別表のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 特別職の職員が勤務のため旅行するときは、費用弁償として別表に定める額を支給する。

2 前項の費用弁償の支給については、高岡市職員等旅費支給条例（平成17年高岡市条例第53号）及び高岡市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年高岡市条例第43号）を準用する。

第4条 議会議員が議会の会議又は議会運営委員会に出席したとき、及び監査委員が執務したときは、費用弁償として日額2,500円を支給する。

(支給方法)

第5条 第2条の報酬（年額報酬に限る。次項から第4項までにおいて同じ。）及び前条の費用弁償は、年度末に支給する。ただし、年度の中で次の各号のいずれかに該当したときは、その都度支給する。

- (1) 関係市の長又は議員の職を離れたとき。
 - (2) 監査委員（識見を有する者のうちから選任される者に限る。）の職を離れたとき。
 - (3) 死亡したとき。
- 2 年度の中で就職したとき、退職したとき又は死亡したときは、就職の日から又は退職若しくは死亡の日まで、当該年度の現日数を基礎として日割計算により支給する。
- 3 職の異動により報酬に異動があったときは、その日の翌日から異動後の報酬を支給する。
- 4 前2項の規定により報酬を支給する場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 5 日額報酬は、職務に従事した日の属する月の翌月15日までに支給する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合議会の議員等の報酬及び費用弁償条例（昭和48年高岡地区公害センター組合条例第2号）は、廃止する。

附 則（平成17年11月1日条例第2号）

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月29日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年2月28日条例第2号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第2条、第3条関係）

区 分	報 酬 額	費 用 弁 償 額	
理 事 長	年額22,000円	高岡市職員等旅費支給条例に規定する旅費等級1級に相当する額	
副 理 事 長	年額18,000円		
理 事	年額15,000円		
議 会 議 長	年額15,000円	高岡市職員等旅費支給条例に規定する旅費等級1級に相当する額	
議 会 副 議 長	年額12,000円	高岡市職員等旅費支給条例に規定する旅費等級2級に相当する額	
議 会 議 員	年額10,000円		
監査委員	議 見 委 員		年額13,000円
	議 会 選 出 委 員		年額 7,000円
附属機関の構成員その他 非常勤の特別職の職員	日額10,000円以内で 任命権者が定める額	高岡市職員等旅費支給条例に規定する旅費等級3級に相当する額	